

千葉県

林業労働力確保支援センター情報

平成28年3月

第34号

(公社)千葉県緑化推進委員会(千葉県林業労働力確保支援センター)

平成27年度に行った主な事務事業(年次報告)

- 1 求職者や林業事業者への相談事業の実施・・・・・・・・・・ P 1
- 2 地域林業雇用推進会議への出席・・・・・・・・・・ P 1
- 3 林業労働力確保支援センター事業の実施・・・・・・・・・・ P 2
- 4 「緑の雇用」現場技能者育成研修の実施・・・・・・・・・・ P 3
- 5 林業就業支援講習への参画・・・・・・・・・・ P 3
- 6 千葉県農林水産就業相談会への参加・・・・・・・・・・ P 4
- 7 「森林の仕事ガイダンス」への参加・・・・・・・・・・ P 5

平成28年度に行おうとする主な事務事業(平成28年度事業実施計画)

- 1 求職者や林業事業者への相談事業の実施
- 2 地域林業雇用推進会議への出席
- 3 林業労働力確保支援センター事業の実施
- 4 「緑の雇用」現場技能者推進研修の実施
- 5 林業就業支援講習への参画
- 6 千葉県農林水産就業相談会への参加
- 7 「森林の仕事ガイダンス」への参加

1 求職者や林業事業体への相談事業の実施

平成27年4月から平成28年2月末現在の求職者や事業主からの相談件数は67件と、昨年度より39件の減であった。

内訳は、求職に関するもの30件、技能訓練（研修等）に関するもの33件及び求人に関するものが4件であり、技能訓練に関する相談が全体の45%を占めた。

また、個人の相談者の年齢構成は、20歳代から40歳代が全体の8割弱を占めた。

なお、県外居住者からの相談は5件あり、遠方（滋賀県）からの相談が1件あった。

併せて、林業事業体への雇用管理の改善及び事業合理化に関する指導を32件（67件の内数）行った。

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	合計
相談者数	9	3	7	7	9	3	5	9	3	5	7	67

（平成28年2月現在）



林業就業と雇用管理に関する相談対応風景（千葉県森林組合北部支所及び南部支所にて）



2 地域林業雇用推進会議への出席

本県林業の実情を踏まえた雇用管理の改善を効果的に推進するため、平成27年10月23日千葉県教育会館において、千葉労働局主催の林業雇用改善推進会議が開催され、当センターから2名が出席した。会議では、関係機関から次の議題について説明があり、その後委員による意見交換が行われた。

<議 題>

- ・千葉県における企業の雇用状況について
- ・林業労働力確保支援センター業務計画と実施状況について
- ・千葉県の林業の動向及び担い手育成対策について
- ・新規就業者に対する技能訓練の実施状況について



会議風景

- ・林業労働力確保法に基づく林業事業体の改善計画の認定・改善状況について

<主な意見の内容>

- ・新規就業者の定着率の向上に関する議論が必要である。
- ・林業事業体の仕事量の通年確保が雇用の拡大・改善にとって重要である。
- ・雇用の向上には林業事業体の経営強化が必要であり、経営強化には新規就業による労働力の新陳代謝が必要であるというジレンマが存在する。
- ・林業で働くことのすばらしさに関する情報発信が少ない。

意見交換のなかで、林業事業体の方から林業の構造的な採算を嘆く声がいくつか出されたことは、林業雇用問題の難しさを象徴するものであった。

3 林業労働力確保支援センター事業の実施

林業労働力の確保を促進し、林業の健全な発展と林業労働者の雇用の安定の確立やその技術力の確保を図るため、高性能林業機械のメンテナンス等講習会を平成27年10月27日、山梨県北杜市の（有）藤原造林を訪問して実施した。

当日は、千葉県で稼働時間の多い小型グラップル及び小型ハーベスタのメンテナンス技能について、機械作業に経験豊富な（有）藤原造林の方から実践的な講習を受け、参加した林業事業体の職員から好評を得た。

4 「緑の雇用」現場技能者育成研修の実施

新規就業者の確保と育成のためのフォレストワーカー研修が、平成27年6月から下記林業事業体で実施された。当支援センターは、全国森林組合連合会から当該研修に係る監督・検査業務を受託し、適正な研修の実行確保に努めた。

(単位:人)

事業体名	1年目	2年目	3年目	計
千葉県森林組合	1	1	3	5
(株)こだま	1		1	2
(有)二羽林業	1	1		2
(株)丸正木材工業		1		1
合計	3	3	4	10



FW2 OJT 研修の実施状況
(グラップル付きフォワーダによる林内集積)



FW1 OJT 研修の実施状況 (伐木造材)

5 林業就業支援講習への参画

林業就業支援講習は、新たに林業への就業を希望する方々を対象に、座学や実習を行うとともに、個別の職業・生活相談を実施し、林業就業に関する十分な情報と・認識を提供するものである。厚生労働省の委託事業として千葉県森林組合連合会が受託して実施しており、当センターは、本講習の募集に関する支援や就業相談等を行った。

なお、研修の最終日に林業事業体による林業就業相談が行われ、その結果、OJT研修生として雇用される研修修了生が8名生まれた。

平成28年1月19日～2月12日までの18日間にわたり千葉県君津市を主な会場として実施され、20名が修了した。



講習会閉講式で修了証を授与される研修生

また、高校生の部として、千葉県立君津青葉高等学校の生徒を対象に、平成27年7月28日から8月9日までのうち9日間同校愛宕キャンパスを主な会場として実施された。

受講者は19名で、参加した生徒は猛暑の中、林業作業に懸命に取り組んでいた。



研修状況（間伐の選木作業）

6 千葉県農林水産就業相談会への参加

農林水産業への就業希望者を対象とした「千葉県農林水産業就業相談会」が千葉県、千葉労働局及び関係団体の主催により、平成27年11月23日（勤労感謝の日）に千葉市



相談に訪れた30歳代の夫婦
この日は50歳代の夫婦も訪れるなど、林業就業に対する関心が少しずつ高まっていることを実感させられた。

で開催された。

林業部門は、千葉県、千葉県森林組合連合会及び当センターの職員が相談員として参加した。

相談者数は、全体で67名、うち林業の相談ブースへは14名の相談者が訪れ、昨年の2名にくらべるとちょっとした熱気に包まれた。

主な相談内容は、林業という仕事とは何か、就業に当たってのステップ及び求人状況についてであった。

7 ^{もり} 「森林の仕事ガイダンス」への参加

林業への就業希望者を対象とした「森林の仕事ガイダンス」が、全国森林組合連合会主催により東京及び大阪の2会場に分けて開催された。

本県は、平成28年1月30日（土）に開催された東京国際フォーラムの会場に千葉県森林組合連合会、千葉県森林組合ほか認定林業事業体及び当労働力確保支援センターの職員が相談員として参加した。

相談者数は、全体では約500人、うち千葉県のブースには21人の相談者が訪れた。相談者は20～30歳代が11人と多く、次いで、40歳代が6人であった。



昨年につき千葉県ブースは盛況であった。
ただし、相談は多くても就業までいたる人は少ないのが現状。
千葉県へ相談に来て、他県へ流れるケースもある。

主な相談内容は、求人状況、女性の雇用状況、森林の仕事の内容、勤務形態、収入及び福利厚生等の雇用条件、仕事量の見通し、住居斡旋の有無、年齢制限の有無、就業までの手順、就業に当たって必要な技能、本県の林業地、林業の現状、求人情報の入手方法、ボランティアの受け入れ先など、多岐にわたっていた。

平成28年度における取り組みの重点事項

—編集後記にかえて—

1 全国森林組合連合会受託事業の適正かつ的確な実施

全国森林組合連合会からの委託を受けて実施する。

① 雇用管理改善事業及び② 緑の雇用現場技能者育成対策事業は、林業労働力の確保及び育成において熟度の高いプログラムと全国森林組合連合会のフォローアップの基に組み立てられているため、事業の有効性が高い。このため、全国森林組合連合会受託業務を的確に推進していく。

2 千葉県の実情に応じたオリジナル対策の検討

千葉県は非林業県である。したがって、林業経営と森林整備の予定調和は成立し難い。

一方で、森林の荒廃進行を抑止する森林整備は県土保全上重要であり、森林整備を担う林業事業体の育成強化は、千葉県林業労働力確保支援センターほか関係機関にとっての最重要課題といえる。

以上のことから、関係諸機関との連携を強め、千葉県の地域性に沿った労確センター業務の基本方向を探索・提示していく。

千葉県林業労働力確保支援センターの沿革と概要

林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第11条の規定により民法第34条の公益法人（現在、一般社団法人又は一般財団法人に改正）であって、センターの業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により知事が労働力確保支援センターとして指定することとなっている。

千葉県は、平成10年4月27日に社団法人千葉県農業開発公社が指定されが、社団法人千葉県農業開発公社は平成19年3月31日をもって解散となったため、それを引き継いで、社団法人千葉県緑化推進委員会が業務を行い、平成24年4月1日に公益社団法人千葉県緑化推進委員会（千葉県林業労働力確保支援センター）として業務を遂行することとなって現在に至る。

（主な業務）

- 一 林業労働者に対する林業機械の利用に関する技術の研修及び雇用管理者に対する研修
- 二 林業労働力の確保の促進に関する情報の提供、相談その他の援助
- 三 林業労働力の確保の促進に関する調査研究及び啓発活動を行うこと。
- 四 前各号に掲げるもののほか、林業労働力の確保の促進を図るために必要な業務

認定事業体一覧

事業体名	所在地	電話番号
企業組合千葉県森林整備協会	〒293-0052 富津市宝竜寺32	0439-66-0720
株式会社マルトシ	〒283-0823 東金市山田1315-1	0475-50-3701
千葉県森林組合	〒260-0854 千葉市中央区長洲1-15-17	043-227-8233
有限会社 二羽林業	〒299-2726 南房総市和田町小川433-1	0470-47-2542
株式会社 こだま	〒296-0121 鴨川市大川面545	04-7097-0338
株式会社 丸正木材工業	〒289-1501 山武市松尾町山室514	0479-86-3623
河内林業	〒294-0804 南房総市海老敷788-1	0470-36-4018
東部産業株式会社	〒265-0046 千葉市若葉区小間子町1-48	043-228-1851

(参考)

事業体名	所在地	電話番号
千葉県森林組合北部支所北総事業所	〒283-0834 東金市上布田190	0475-55-9474
千葉県森林組合北部支所	〒290-0543 市原市飯給1079	0436-96-0004
千葉県森林組合南部支所	〒292-1168 君津市西粟倉135	0439-37-2004
千葉県森林組合南部支所安房事業所	〒299-2725 南房総市和田町黒岩380-5	0470-47-2227

☆認定事業体とは

- 「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、5カ年間の「改善措置計画」を作成し、千葉県知事の認定を受けた事業体をいう。
- 認定を受けるための改善措置計画とは、労働環境の改善、募集方法の改善、その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化、その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置について計画することをいう。
- 事業体とは、林業労働者を雇用して森林施業を行う者で、森林組合（連合会）、造林業、育林業、素材生産業を営む者と、その者の組織する団体等をいう。
- 改善措置計画は、事業体が単独若しくは他の事業体又は当センターと協同で作成することができる。

発行・編集・問い合わせ

〒299-0265

千葉県袖ヶ浦市長浦拓2号580-148

公益社団法人千葉県緑化推進委員会（千葉県林業労働力確保支援センター）

TEL 0438-60-1521 FAX 0438-60-1522

ホームページアドレス <http://www.c-green.or.jp>

Eメールアドレス ringyou@c-green.or.jp